

県の動き 1

妊娠・出産・子育ての総合的な相談窓口 母子健康包括支援センター

全ての親子が住み慣れた地域で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、県では、母子健康包括支援センター（別名：子育て世代包括支援センター）の県内の各市町村設置を推進しています。センターの大きな役割は、市町村における妊娠・出産・子育てに関する総合的な相談窓口です。

各市町村にあるセンターでは、保健師等の専門職員がすべての妊産婦、乳幼児（主に就学前）を持つ保護者に対し、相談内容に応じた必要な情報提供、助言、保健指導を行うだけでなく、必要な場合は関係機関との調整を行います。

「母子」だけでなく、パートナーやご家族等からの子育てのご相談も受け付けておりますので「こんなこと聞いていいのかしら…」と思わずにお気軽におたずねください。



県HP

「健やかな親と子のための制度」妊娠から出産、子育てに関する制度や相談窓口をまとめました。左のQRコードよりご確認ください。



市町村の設置状況

2022年4月現在、県内全41市町村中、30市町村が母子健康包括支援センターを設置しています。

またセンターを設置していない市町村でも母子保健担当課や子育て支援担当課などで相談を受けております。

詳細は各市町村の窓口へお問い合わせいただくか、QRコードを読み取り、各市町村の母子健康包括センターホームページをご確認ください。



県HP

県広報番組「うまんちゅひろば」でも、紹介しました。こちらをご覧ください。



2022年3月放送分
(本部町)



2021年3月放送分
(中城村)



2020年5月放送分
(うるま市)

問い合わせ

地域保健課 電話:098-866-2215 FAX:098-866-2241

県の動き 2

あなたの力が必要です!

県では、皆様の各市町村消防団への加入促進に取り組んでいます。

消防団とは?

消防組織法に基づき、全国の各市町村に設置されている消防機関です。

消防団員とは?

日頃は各々の職業（サラリーマン、自営業、公務員、学生等）に専念し、災害等の際には、消防職員等とともにその対応にあたります。また、平時においても、災害に備えての訓練や広報、消防で使う資機材の点検整備に従事します。

消防団員は、非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、消防防災活動を行っています。

入団条件はありますか?

一般的に、18歳以上の健康な人で、その地域に居住（または勤務・通学）している人なら誰でも入団できます。

女性や学生もOK



報酬はもらえますか?

年額報酬（国基準36,500円）や災害活動や訓練に出動した際の出動報酬（国基準8,000円）などが支給されます。また、一定期間以上勤務して退団した際には、退職報償金が支給されます。※市町村ごとに異なります。

消防団加入のメリット

消防団員になることで、地域に貢献できるだけでなく、訓練や講習を通して様々な知識・技術を身につけることにより、急病や災害時などのいざというときに、自身や家族を守ることができます。



入団手続き

消防団入団の手続きなどについては、市町村ごとに定められていますので、居住地等の消防署または町村役場にお問い合わせください。



消防団紹介サイト

総務省消防庁ホームページ
消防団オフィシャル
WEBサイト



問い合わせ

防災危機管理課 電話:098-866-2143 FAX:098-866-3204

